

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○北海道公債の償還（銀行等引受債）.....（財政課）	67
○土地改良法による国営換地計画の決定.....（農地調整課）	68
○土地改良法による道営換地処分.....（農地調整課）	68
○肥料の登録.....（農業改良課）	68
○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）.....（治山課）	68
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	69
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	69
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	72
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	72
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	72
○建設業者に対する監督処分.....（建設情報課）	72
○道路の区域の変更（2件）.....（道路整備課）	73
○道路の供用の開始.....（道路整備課）	74
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路整備課）	74
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正（2件）.....（経理課）	74
支庁告示	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	74
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	75
札幌医科大学告示	
○一般競争入札の実施.....	75
道教育庁上川教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	77
道警察本部告示	
○指名競争入札に係る資格に関する公示（4件）.....	78
道警察北見方面本部告示	
○指名競争入札に係る資格に関する公示.....	83
告 示	

北海道告示第61号

北海道公債の平成16年2月20日定時償還に係る抽せんの結果、元金を次のとおり償還する。
平成16年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 当せんした証書の番号等

銘 柄	償 還 金 額	当せんした証書の番号等		
		10万円券	100万円券	1,000万円券
北海道第21回2号公債	10億2,000万円	141～160	197～224	218～248
		1101～1120	1541～1568	1706～1736
		1221～1240	1709～1736	1892～1922
北海道第21回3号公債	9億円	441～460	397～414	617～644
		1621～1640	1459～1476	2269～2296
		1781～1800	1603～1620	2493～2520
北海道第21回4号公債	6億6,000万円	321～330	289～297	673～693
		431～440	388～396	904～924
		471～480	424～432	988～1008
北海道第21回5号公債	8億4,000万円	-	501～510	1351～1377
		-	521～530	1405～1431
		-	831～840	2242～2268
北海道第22回1号公債	9億円	661～670	595～603	1915～1943
		771～780	694～702	2234～2262
		851～860	766～774	2466～2494
北海道第22回2号公債	9億円	191～200	172～180	552～580
		241～250	217～225	697～725
		951～960	856～864	2756～2784
北海道第22回3号公債	9億円	41～50	37～45	117～145
		161～170	145～153	465～493
		961～970	865～873	2785～2813
北海道第22回4号公債	10億5,000万円	401～420	561～588	641～672
		581～600	813～840	929～960
		681～700	953～980	1089～1120
北海道第22回5号公債	10億5,000万円	291～310	372～399	451～482
		1031～1050	1408～1435	1635～1666
		1971～1990	2724～2751	3139～3170
北海道第22回6号公債	7億5,000万円	-	-	851～875
		-	-	2101～2150
		-	-	-
北海道第22回7号公債	9億3,000万円	121～130	229～247	349～377
		841～850	1597～1615	2437～2465
		881～890	1673～1691	2553～2581

毎月第1日曜日には国民生活の向上、家族の団らん、機会を持びまごころ。

北海道第22回8号公債 6億6,000万円 - - 1～ 22
507～ 528
2157～2178

- 2 支 払 場 所 指定支払場所
- 3 償 還 期 日 平成16年2月20日

北海道告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、豊頃町報徳地区（中央工区・西工区）の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成16年1月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上ノ国町ハンノキ地区の換地処分をした。

平成16年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第64号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成16年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名 称	住 所	
北海道第2862号	魚かす粉末	マルイチ魚かす1号	窒素全量 8.0 りん酸全量 4.0	該当なし	株式会社丸一和田商店	紋別市渚滑町2丁目4106番地	平成16. 1.15

北海道告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 松前郡福島町字宮歌442の11・字倉倉348の1・350の1・351・352の1・353（以上6筆について次の図に示

す部分に限る。）、348の4、349の1

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 山越郡長万部町字豊野178・字豊津107・110・115・125・126・129から132まで・135（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、103、108、109、111、112、114、116から121まで、123、124、127、128、144

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字豊野178・字豊津103・107・112・115・119・126・130から132まで・135・144（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）、114、117、118
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第66号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 三石郡三石町字清瀬177
- (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字清瀬177（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 標津郡標津町字川北北1線4・5の2・字標津2222の1・2223の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 茅部郡南茅部町字白尻721の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び南茅部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第68号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

神恵内村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

神恵内村（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

神恵内村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

神恵内村（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

神恵内村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡泊村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

泊村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所 岩内郡岩内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

岩内町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩内町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 岩内郡岩内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所 岩内郡岩内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩内町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

9(1) 保安林予定森林の所在場所 虻田郡倶知安町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

倶知安町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

倶知安町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

10(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡寿都町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

寿都町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

11(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡寿都町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

寿都町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

寿都町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

12(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡寿都町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

13(1) 保安林予定森林の所在場所 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

14(1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡陸別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第69号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 室蘭市崎守町337（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 解除の理由 指定理由の消滅

 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡占冠村字中トマム2196の1、2197、2198の1、2198の2、2198の4、2198の5、2199の1、2199の2
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解除の理由 指定理由の消滅

 - 3(1) 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町上風連230の7
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第70号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 勇払郡穂別町字長和472の16から472の18まで
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地及び河川管理施設用地とするため

北海道告示第71号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町字宇遠内1381・宇遠内1380の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1401
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

 - 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町字宇遠内1381・宇遠内1380の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1401
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第72号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処

分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により告示する。

平成16年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 処分をした年月日 平成16年1月7日

(2) 処分を受けた者

商号又は名称及び 主たる営業所の所在地 建設業の許可の番号
代表者の氏名

アビコ工業株式会社 札幌市中央区北5条西12丁目2番地 般-15 石第3034号
竹浪 聡

(3) 処分の内容

ア 営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次のいずれかに該当するもの

(ア) 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人
（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18
条に規定する法人が発注者であるもの

(イ) その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（ア）
に該当するものを除く。）

イ 営業停止の期間

平成16年1月23日から29日までの7日間

(4) 処分の原因となった事実

当社は「平成15・16年度札幌市競争入札参加資格審査」において、「経営事項審査結
果通知書」を複写改ざんして札幌市の競争入札参加資格審査申請を行ったものであり、
その際に土木工事業及び水道施設工事業の許可が期間満了しているにもかかわらず「建
設業許可通知書」を複写改ざんして同市に提出したものである。

また、「平成13・14年度札幌市競争入札参加資格審査」においても「経営事項審査結
果通知書」を複写改ざんしており、同市からの工事を受注していたものである。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

北海道告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等の重複区間
小樽石狩線 北海道小樽土木現業所	小樽市銭函1丁目439番1地先から 小樽市銭函2丁目6番1地先まで		前	5.50mから 16.00mまで	115.50m	—
			後	9.50mから 27.00mまで	120.00m	—
余市赤井川線 北海道小樽土木現業所	余市郡赤井川村字都167番3地先か ら余市郡赤井川村字都190番6地先 まで		前	19.00mから 39.00mまで	200.00m	—
			後	19.00mから 39.00mまで	200.00m	—
上武佐計根別停車場線 北海道釧路土木現業所	標津郡中標津町字西竹860番1地先 から標津郡中標津町字西竹982番1 地先まで		前	8.53mから 31.16mまで	1,098.04m	—
			後	8.53mから 31.16mまで	1,098.04m	—
薫別川北線 北海道釧路土木現業所	標津郡標津町字古多糠755番1地先 から標津郡標津町字古多糠2095番 1地先まで		前	13.60mから 26.60mまで	790.27m	—
			後	18.60mから 29.18mまで	790.27m	—

北海道告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開
発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局稚内開発建設部、北海道
建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦
覧に供する。

平成16年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 稚内猿払線

3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等の重複区間
稚内市大字宗谷村字東浦国有林宗谷森林管理署 1003林班ひ小地先から稚内市大字宗谷村字東浦 国有林宗谷森林管理署1003林班ら小地先まで		前	17.00mから 41.00mまで	1.488km	—
		後	17.20mから 40.10mまで	1.488km	—

北海道告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成16年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の期日. Rows include 深川多度志線, 松前港線, 赤川函館線, 西大里瀬棚停車場線, 東大里瀬棚停車場線.

北海道告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成16年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

Table with 7 columns: 路線名及び縦覧場所, 区, 間, 変更前後の別, 敷地の幅員, 延長, 国道等との重複区間. Rows include 鳩山継立停車場線, 襟裳公園線.

後 15.50mから 200.00m
69.50mまで

北海道告示第77号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。
平成16年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 収納代理金融機関の項石狩漁業協同組合及び浜益漁業協同組合の事項を削り、同厚田漁業協同組合の事項中「厚田漁業協同組合」を「石狩湾漁業協同組合」に改め、同羽幌町漁業協同組合の事項中「羽幌町漁業協同組合」を「北るもい漁業協同組合」に改め、同苫前漁業協同組合、初山別漁業協同組合及び天塩漁業協同組合の事項を削る。

北海道告示第78号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成16年2月1日から施行する。
平成16年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 収納代理金融機関の項西神楽農業協同組合の事項を削り、同士別市農業協同組合の事項中「士別市農業協同組合」を「北ひびき農業協同組合」に改め、同多寄農業協同組合、和寒町農業協同組合、剣淵農業協同組合、天塩朝日農業協同組合及び北日高農業協同組合の事項を削り、同平取町農業協同組合の事項中「同 平取町」を「沙流郡平取町」に改める。

支 庁 告 示

北海道空知支庁告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成16年1月23日

北海道空知支庁長 佐 藤 隆

- 1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 美唄市東2条北5丁目1097番5 ほか6筆
(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 美唄市字美唄1840番地 大円寺 岡田 明雄

- (3) 開発許可年月日及び番号 平成15年10月21日 空建指第15 - 009号
- 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 深川市音江町字広里79番1 ほか4筆 (第1工区)
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 深川市2条17番17号
深川市土地開発公社 理事長 江刺 昌吉
- (3) 開発許可年月日及び番号 平成15年9月12日 空建指第15 - 8号

北海道上川支庁告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成16年1月23日

北海道上川支庁長 青木 次郎

1 落札にかかる物品等の名称及び数量

- | | |
|--|------|
| (1) 送水パイプ (φ75mm、L=1.00m) | 9本 |
| (2) 同 (φ75mm、L=2.00m) | 2本 |
| (3) 同 (φ75mm、L=3.00m) | 3本 |
| (4) 同 (φ75mm、L=6.00m) | 276本 |
| (5) 異径ジョイント (φ75mm) | 8個 |
| (6) 90° ベント (φ75mm) | 17個 |
| (7) フランジ付きソケット (φ75mm) | 1個 |
| (8) ボルト・ナット・パッキン (φ75mm) | 1個 |
| (9) T字管バルブ (φ75mm) | 37個 |
| (10) 開栓バルブ (φ75mm) | 7個 |
| (11) エンドキャップ (φ75mm) | 7個 |
| (12) リールマシン (レインガン低圧スプレーノズル兼用型) (φ75 - 270m) | 1台 |
| (13) 同 (レインガン・加圧ポンプ付) (φ75 - 270m) | 4台 |
| (14) 同 (φ75 - 300m) | 2台 |
| (15) 加圧ポンプ (PTO式) | 6台 |

2 落札を決定した日

平成15年12月18日

3 落札者の住所及び氏名

- (1) 氏名 緑産株式会社
(2) 住所 神奈川県相模原市田名3334

4 落札金額

59,700,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公示
平成15年北海道上川支庁告示第29号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道上川支庁総務部会計課
(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目1 - 1

北海道十勝支庁告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成16年1月23日

北海道十勝支庁長 近藤 光雄

1 落札者に係る物品等の名称及び数量

ホイールローダ1.3m³ 4台

2 落札を決定した日

平成15年12月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 ナラサキ産業株式会社
(2) 住所 室蘭市海岸町3丁目3番地2号

4 落札金額

23,898,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道十勝支庁告示第22号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道十勝支庁総務部会計課
(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第3号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を実施する。
平成16年1月23日

札幌医科大学長 秋野 豊明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量並びに納入期日

- ア プログラムフリーザー 一式 平成16年3月8日(月)
 イ ラット用バイオクリーンラック(動物実験施設部分) 一式 同 3月1日(月)
 ウ 同 (分子医学研究部門分)一式 同

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの。
 (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
 (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目
 札幌医科大学事務局管財課入札室
 (2) 入札日時
 ア 1の(1)のア 平成16年2月2日(月)午前11時
 イ 同 イ 同 午前11時10分
 ウ 同 ウ 同 午前11時20分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

- (1) 1の(1)のア 不要
 (2) 同 イ 要
 (3) 同 ウ 同

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成16年1月30日（金）
 (2) 提出場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名称 札幌医科大学事務局管財課
 イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2254
 (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。
 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
 (6) この入札の執行は、公開する。
 (7) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年1月23日

北海道教育庁上川教育局長 金丸浩一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ	39台
イ O Aボード	3台
ウ ビデオプロジェクター	13台
エ スクリーン	28台
オ その他の周辺機器（プリンターほか）	一式

(2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成16年3月31日（水）

(4) 納入場所 北海道富良野緑峰高等学校、北海道士別高等学校及び北海道名寄光凌高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年1月23日から2月6日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎
3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079 - 8612
北海道教育庁上川教育局企画総務課）

(2) 入札日時 平成16年3月1日（月）午前11時（送付による場合は、平成
16年2月27日（金）までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3118

(4) 契約の手續において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Personal computer 39 unit
- b . OA board 3 unit
- c . Video projector 13 unit
- d . Screen 28 unit
- e . Other peripheral devices (printer and others) 1 set

B . Bidding date and time :

11 : 00 A. M., March. 1, 2004

(If mailed, bids must arrive no later than February, 27)

C . Contact

Accounting Division, General Affairs Department,
Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education
Nagayama 6, 19, Asahikawa, Hokkaido, 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-5111 Extension 3118

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年1月23日

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

なお、入札参加者の指名については、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第160条の規定に基づき定められた指名競争入札参加者指名基準により行う。

(1) 契 約 次に掲げる契約（以下「平成16年度北海道警察（札幌方面）空調設備保守点検業務委託契約」と総称する。）

ア 平成16年度北海道警察本部庁舎、琴似庁舎、札幌運転免許試験場及び機動隊舎空調設備保守点検業務委託契約

イ 平成16年度中央警察署空調設備保守点検業務委託契約

ウ 平成16年度厚別警察署空調設備保守点検業務委託契約

エ 平成16年度小樽警察署空調設備保守点検業務委託契約

オ 平成16年度室蘭警察署空調設備保守点検業務委託契約

カ 平成16年度（仮称）手稲警察署空調設備保守点検業務委託契約

(2) 資 格 平成16年度北海道警察（札幌方面）空調設備保守点検業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 空調設備機器の点検、フィルター交換等の保守点検業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成16年1月23日現在において引き続き2年以上空調設備保守点検の事業を営んでいる者であること。

(6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 本業務に電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士

の免状を有する者及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者をそれぞれ1人以上従事させることができる者であること。

(8) 本業務に作業員をおおむね5人以上従事させることができる者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 平成16年1月23日から2月16日まで

(2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る指名競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年1月23日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

なお、入札参加者の指名については、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第160条の規定に基づき定められた指名競争入札参加者指名基準により行う。

(1) 契約 平成16年度北海道警察本部庁舎、琴似庁舎、札幌運転免許試験場及び機動隊舎空気環境測定業務委託契約

(2) 資格 平成16年度北海道警察本部庁舎、琴似庁舎、札幌運転免許試験場及び機動隊舎空気環境測定業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役務の種類 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。2の(7)において「法」という。）に基づく空気環境測定業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成16年1月23日現在において引き続き2年以上建築物空気環境測定の事業を営んでいる者であること。

- (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
 - (7) 法第12条の2第1項第2号に規定する建築物空気環境測定業、同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第12条の2第1項第6号に規定する建築物環境衛生一般管理業のいずれかに係る知事の登録を受けている者であること。
- 3 資格要件の特例
- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。
- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
 - (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申請の時期 平成16年1月23日から2月16日まで
 - (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
- 5 資格審査の再申請
- (1) 再申請の事由
- 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
 - イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 - ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
- 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る指名競争入札の落札決定の日までとする。
 - (2) 有効期間の更新
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
- 資格を有する者が次のいずれかに該当しないこととなったときは、資格を失う。
- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
 - (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道警察本部告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年1月23日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 1 資格及び調達をする役務の種類
- 平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。
- なお、入札参加者の指名については、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第160条の規定に基づき定められた指名競争入札参加者指名基準により行う。
- (1) 契 約 平成16年度北海道警察本部庁舎、琴似庁舎、札幌運転免許試験場及び機動隊舎ねずみ昆虫等防除業務委託契約
 - (2) 資 格 平成16年度北海道警察本部庁舎、琴似庁舎、札幌運転免許試験場及び機動隊舎ねずみ昆虫等防除業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）
 - (3) 役 務 の 種 類 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。2の(7)において「法」という。）に基づくねずみ昆虫等防除業務
- 2 資格要件
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含

- まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (4) 道税を滞納している者でないこと。
 - (5) 平成16年1月23日現在において引き続き2年以上建築物ねずみ昆虫等防除の事業を営んでいる者であること。
 - (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分(当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分)の決算において、1の(1)に定める契約と種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
 - (7) 法第12条の2第1項第7号に規定する建築物ねずみ昆虫等防除業に係る知事の登録を受けている者であること。
- 3 資格要件の特例
- 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。
- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
 - (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申請の時期 平成16年1月23日から2月16日まで
 - (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
- 5 資格審査の再申請
- (1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの

- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したものの
- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る指名競争入札の落札決定の日までとする。
 - (2) 有効期間の更新
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
- 資格を有する者が次のいずれかに該当しないこととなったときは、資格を失う。
- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
 - (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道警察本部告示第10号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年1月23日

北海道警察本部長 芦刈勝治

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

なお、入札参加者の指名については、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第160条の規定に基づき定められた指名競争入札参加者指名基準により行う。

(1) 契約 次に掲げる契約(以下「平成16年度北海道警察(札幌方面)独身寮賄い等業務委託契約」と総称する。)

- ア 平成16年度北海道警察本部独身寮賄い等業務委託契約
- イ 平成16年度東警察署独身寮賄い等業務委託契約
- ウ 平成16年度南警察署独身寮賄い等業務委託契約
- エ 平成16年度北警察署独身寮賄い等業務委託契約
- オ 平成16年度厚別警察署独身寮賄い等業務委託契約
- カ 平成16年度江別警察署独身寮賄い等業務委託契約

- キ 平成16年度室蘭警察署独身寮賄い等業務委託契約
- ク 平成16年度苫小牧警察署独身寮賄い等業務委託契約
- (2) 資 格 平成16年度北海道警察（札幌方面）独身寮賄い等業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 役務の種類 次に掲げる北海道警察（札幌方面）の独身寮の賄い等（建物等の施設管理、清掃及び食事の調理等）に係る業務

管 理 部 局	所 在 地	延 床 面 積	定 員
北海道警察本部	札幌市中央区	約1,400㎡	30人
東 警 察 署	札幌市東区	約1,700㎡	20人
南 警 察 署	札幌市中央区	約1,400㎡	30人
北 警 察 署	札幌市東区	約2,700㎡	60人
厚 別 警 察 署	札幌市清田区	約1,400㎡	30人
江 別 警 察 署	江別市	約1,000㎡	20人
室 蘭 警 察 署	室蘭市	約1,500㎡	30人
苫 小 牧 警 察 署	苫小牧市	約1,000㎡	20人

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 資本金の額が1,000万円以上の営利法人であること。
- (7) 入寮者の食生活の安全と身体の健康を確保するため、調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師及び栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条に規定する栄養士の免許を有する者を1名以上有し、食事を調理する従業員に対し適切に指導できること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期 及 び 方 法

- (1) 申 請 の 時 期 平成16年1月23日から2月16日まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資 格 審 査 の 再 申 請

- (1) 再 申 請 の 事 由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再 申 請 の 方 法
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資 格 の 有 効 期 間 及 び 当 該 期 間 の 更 新 手 続

- (1) 資 格 の 有 効 期 間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定めるすべての契約に係る指名競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有 効 期 間 の 更 新
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

道警察北見方面本部告示

北海道警察北見方面本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年1月23日

北海道警察北見方面本部長 菅井貞夫

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

なお、入札参加者の指名については、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第160条の規定に基づき定められた指名競争入札参加者指名基準により行なう。

- (1) 契約 平成16年度北海道北見方面北見警察署独身寮賄い等業務委託契約
- (2) 資格 平成16年度北海道北見方面北見警察署独身寮賄い等業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 役務の種類 次に掲げる北海道北見方面北見警察署独身寮の賄い等（建物等の施設管理、清掃及び食事の調理等）に係る業務

管理部局	所在地	延床面積	定員
北見警察署	北見市	約1,900m ²	40人

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 資本金の額が、1,000万円以上の営利法人であること。

(7) 入寮者の食生活の安全と身体の健康を確保するため、調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師及び栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条に規定する栄養士の免許を有する者を1名以上有し、食事を調理する従業員に対し適切に指導できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成16年1月23日から2月20日まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察北見方面本部会計課

イ 提出先の所在地 北見市青葉町6番1号

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る指名競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。
